



島教協

《すべては「子どもたちのために」》
情 報http://
www.kyougikai.orgE-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 田中 勝

No.686

人事異動の申し入れ

12月中旬から1月中旬にかけて、島根県教育委員会・各教育事務所・各教育委員会に対して、人事異動の申し入れを行いました。

○申し入れ事項

- 1 人事異動にあたっては、人事異動方針・細則の遵守はもちろんであるが、本人の意思を尊重し、家庭事情・通勤事情等を十分に考慮され、本人の納得のいく温かみのある異動となるよう配慮されたい。
- 2 本人の希望に添えない人事異動については、異動の経過を本人に知らせ、本人が納得して異動できるよう配慮されたい。
- 3 他地域勤務の希望者には格別なる情報の提供をされたい。
- 4 円滑な人事異動が行なわれるよう関係諸機関と緊密な連携を保ち、本人の意向の確認を行われたい。

島根県教育委員会は、人事異動方針及び人事異動方針細則を制定し、人事異動を厳正に行っています。特に、他地域勤務・他地域みなし勤務・へき地勤務については、回数と年数が定められています。（一部抜粋します。）

○他地域勤務・昭和56年以降に採用された教育職員は、原則として、概ね45歳に達するまでの期間に1回以上行うものとし、1回の勤務は4年以上とする。

新規採用時以外の特例としては

ア) 3年以上

松江教育事務所管内に生活の本拠地を置く者の、浜田以西の石見地域及び隠岐地域の勤務

出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く者の、益田教育事務所管内及び隠岐地域での勤務

イ) 出雲地域に生活の本拠地を置く者

隠岐地域の島後で他地域勤務を4年以上行った場合、及び隠岐地域の島前で他地域勤務を3年以上行った場合には、他地域勤務に併せてへき地学校勤務も行ったものとする

○みなし勤務・1回の他地域勤務は、次の勤務をもってこれを行ったとみなすことができる。

家庭の特別な事情等で他地域勤務を行うことが困難な場合には、通算して6年以上勤務すること。

別表2-1「他地域勤務に係るへき地学校一覧」に掲げる地域のへき地学校

別表2-2「他地域勤務に係る地域一覧」に掲げる地域の学校

○へき地勤務・昭和45年以降に採用された教育職員は、原則として、概ね55歳に達するまでの期間に1回以上行うものとし、1回の勤務は4年以上とする。

1回のへき地学校の勤務は、次の勤務をもってこれに代えることができる。

- (1) 1回の他地域勤務を終了し、再度、当該勤務をすること
- (2) 県内に所在する国立大学法人に附属する学校(園)に派遣され6年以上勤務すること
- (3) 松江市立来待小学校若しくは宍道中学校の大野原分校又は出雲市立神戸川小学校若しくは河南中学校若松分校で3年以上勤務すること
- (4) 特別支援学級の担任(通級指導教室の担当を含む。)又は特別支援学校の教諭として通算して8年以上勤務すること
- (5) 日本語指導担当の教諭として通算して6年以上勤務すること
- (6) 島根県又は県内市町村の行政機関等に原則として3年以上勤務すること(埋蔵文化財調査センターでの勤務以外にあっては、平成22年度以後の勤務に限る。)
- (7) 出雲地域に生活の本拠地を置く者で、隠岐地域の島後で他地域勤務を4年以上行った場合及び隠岐地域の島前で他地域勤務を3年以上行った場合
- (8) 出雲地域に生活の本拠地を置く者の隠岐地域での勤務が新規採用時から6年以上の場合

○平成11年度以後に採用された者で、採用時に30歳以上の者の他地域勤務及びへき地学校勤務

ア) 30歳以上34歳以下の者は、通算して6年以上のへき地学校勤務を行うものとする

イ) 35歳以上の者は、3年以上のへき地学校勤務を行うものとする

この場合は、当該勤務に併せて他地域勤務も行ったものとする

人事異動方針・人事異動方針細則を理解し、今後の赴任についての計画をしっかりと構築しましょう。

※平成28年度末人事異動のスケジュールは次の通りです。

転居等の内示	3月1日(水曜日)	内示	3月15日(水曜日)
記者発表	3月23日(木曜日) 午前10時	県教委ホームページ掲載	3月23日(木曜日) 12時
新聞発表	3月24日(金曜日)		

これからの時代に向けた学習指導要領に！

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について
～中央教育審議会答申（平成28年12月21日）～

中央教育審議会が取りまとめた答申の概要から、「学習指導要領等の改善の方向性」を抜粋しました。
答申の本文及び概要・資料等の全文は、文部科学省のホームページをご覧ください。

学習指導要領等の改善の方向性

(1) 学習指導要領等の枠組みの見直し

（「学びの地図」としての枠組みづくりと、各学校における創意工夫の活性化）

・ 新しい学習指導要領等に向けては、以下の6点に沿って枠組みを考えていくことが必要となる。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編制）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改選・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

（新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善）

・ 学習指導要領等の改定においては、総則の位置づけを抜本的に見直し、前述①～⑥に沿った章立てとして組み替え、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え方について理解を深めることができるようにすることが重要である。

(2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現

・ 「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちに資質・能力を育てていくためには、前項（1）①～⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。こうした「カリキュラム・マネジメント」は、以下の三つの側面から捉えることができる。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）

・ 子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。

・ 今回の改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの家庭を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。

島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病気見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、
ご本人または学校代表は、
事務局まで連絡をお願いします。
0853-22-7762



島教協会員証特典のご紹介

「T・ジョイ出雲」（ゆめタウン出雲東館3階）劇場売店にて島教協会員証を提示すると

売店人気ナンバー1の
ポップコーンセット
(通常750円)を
ワンコイン(500円)で
購入できます！

ぜひ、
劇場売店へお立ち寄りください。

同伴者も同様の対応ができます。